

1

2

3

4 火山に関する総合的な調査観測計画 5 (案)

6

7

8

9

10

11

12

13 令和〇年〇月〇日

14

15 火山調査研究推進本部

16

17 目次

18	
19	はじめに..... 2
20	第1章 火山に関する調査観測の推進についての基本的考え方..... 4
21	1. 火山に関する総合的な調査観測の必要性..... 4
22	2. これまでの火山に関する調査観測の実績、成果..... 5
23	3. 火山に関する調査観測を取り巻く環境の変化..... 6
24	4. 我が国の火山に関する調査観測における火山本部の役割..... 7
25	5. 火山に関する調査観測の進むべき方向性..... 8
26	6. 計画の基本的考え方..... 8
27	第2章 火山に関する総合的な調査観測の実施について..... 10
28	1. 基盤的な調査観測..... 11
29	（1）陸上の基盤的な調査観測..... 11
30	（2）海域の基盤的な調査観測..... 14
31	（3）噴火履歴・火山体構造等の基礎情報調査..... 15
32	2. 機動的な調査観測..... 18
33	3. リモートセンシング技術の活用..... 20
34	4. 物質科学分析..... 22
35	第3章 火山に関する総合的な調査観測の結果の流通と公開..... 24
36	1. 調査観測結果の流通と公開の基本的な考え方..... 24
37	2. 火山に関するデータベース・データ流通の現状..... 24
38	3. 今後の推進方策..... 25
39	おわりに..... 27
40	
41	
42	

43 はじめに

44 我が国は、111 の活火山を有する世界有数の火山国であり、火山噴火による災害が
45 繰り返されてきた。事例として、以下が挙げられる。

- 46 · 「平成3年（1991年）雲仙岳噴火」では火砕流による人的被害が生じた。
47 · 「平成12年三宅島噴火」では全島避難が長期化し住民の暮らしに甚大な影響が
48 生じた。
49 · 「平成26年御嶽山噴火」では、火口周辺に滞在していた多くの登山者等が被災
50 した。

51 火山噴火による被害を軽減するためには、火山に関する観測、測量、調査及び研究
52 を実施し、火山活動を適切に評価する必要がある。

53 我が国における火山に関する観測、測量、調査及び研究は、これまでも関係行政機
54 関や大学、研究機関等で実施されてきたが、国として一元的に推進するため、活動火
55 山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）の改正により、令和6年（2024年）
56 4月、文部科学省に政府の特別の機関として火山調査研究推進本部（以下「火山本部」
57 という。）が設置された。

58 活動火山対策の強化、特に火山噴火による被害の軽減に向け、火山の調査観測を進
59 めていくためには、関係行政機関や大学、研究機関等による連携の下、総合的な調査
60 観測計画が必要である。そのため、我が国全体の計画として、火山本部による火山に
61 関する総合的な調査観測計画（以下「調査観測計画」という。）の策定が法定化され
62 た（活火山法第31条第2項第3号）。

63 火山本部は、調査観測計画の策定に向けて、以下を実施した。

- 64 · まず、令和7年（2025年）3月に、火山に関する観測、測量、調査及び研究の
65 推進についての総合的かつ基本的な施策の中間取りまとめ（以下「総合基本施
66 策」という。）を決定し、調査観測を推進するための方針を示した。
67 · これを受けて、調査観測計画の具体的な内容を議論すべく、令和7年（2025年）
68 5月に、火山本部政策委員会総合基本施策・調査観測計画部会調査観測計画検
69 討分科会（以下「調査観測計画検討分科会」という。）を設置した。
70 · そして、調査観測計画検討分科会において、総合基本施策の方針が示された「当
71 面10年間に推進する火山に関する総合的な調査観測に関する事項」に基づき立
72 案作業に着手した。

73 こうした経緯を経て策定された具体的な計画が、「火山に関する総合的な調査観測
74 計画」（以下「本計画」という。）である。

75 本計画は、我が国において初めてとなる、国による火山に関する総合的な調査観測
76 計画であり、多様な火山活動や火山ハザードを把握・予測するための調査及び研究を

77 推進する基盤となることを目指す。本計画では、総合基本施策に基づき、当面 10 年
78 間で推進すべき調査観測に係る具体的な事項を提示しつつ、より長期的視野に立った調
79 査観測の望ましい姿を提示する。

80 今後、本計画については、最新の科学技術動向、計画の実施状況・評価等を踏まえ
81 ながら、必要に応じて見直し・補完していくものとする。

82 第1章 火山に関する調査観測の推進についての基本的考え方

83

84 1. 火山に関する総合的な調査観測の必要性

85 <火山活動の自然現象としての特徴>

86 火山活動は不均質な地質構造の下で起こる多様かつ複雑な現象である。この多様
87 性は、噴火の時期、場所、規模、様式、その推移として顕在化し、幅広い時空間ス
88 ケールを有する現象が複雑に絡み合うことで生じる。

89 火山活動においては、マグマ中の気泡・結晶の形成といったナノメートルスケー
90 ルでの観察が必要な物理化学過程と、マグマの生成・上昇のような数十キロメート
91 ル以上に及ぶ地質現象が相互に影響し合う。また、100万年以上にわたってマグマ
92 蓄積が起きている火山においても、その活動の一部として、1秒以下の時間スケー
93 ルで刻一刻と表面現象が推移するような火山噴火が発生する。

94 このような幅広い時空間スケールを有する火山活動を理解するには、直接見るこ
95 とができない地下のマグマ・熱水の動き・性質を、時空間的に高い分解能で、かつ
96 長期間にわたって調べる必要がある。

97 <調査観測対象の特性>

98 火山に関する総合的な調査観測の対象（地震活動、地殻変動、火山体構造、噴火
99 履歴、火山噴出物など）について、その特性を活用した調査観測手法を用いること
100 で、地下の火山活動を間接的に可視化できる。

101 例えば、地震活動からは、地下のマグマ・熱水の動きや、火山体や周辺地殻内の
102 応力変化が読み取れる。地殻変動からは、マグマだまり・熱水だまりの体積・形状
103 の時空間変化が調べられる。火山体構造は、マグマだまり・熱水だまりの位置等、
104 噴火の発生場に関する基礎的な情報となる。噴火履歴からは、過去の火山噴火の規
105 模、様式、推移を明らかにできる。火山噴出物からは、火山活動を駆動する、マグ
106 マ、火山ガス、熱水等の物理化学的特徴を明らかにできる。

107 一方で、地表における火山活動については、リモートセンシング技術等の活用に
108 よる、火山噴煙等の表面現象の観測が可能である。また、大気や海水の振動である
109 空振や水中音波は、地表や海洋における噴火活動の把握に利用できる。

110 これら調査観測の対象は、それぞれが質の異なる情報を提供し、単独では火山活
111 動の一側面を表すにとどまる。気液固相の物質が複雑に絡み合う現象が時空間的に
112 变化する、多様な火山活動の全体を把握するためには、これら多様な対象を明らか
113 にするための多項目による総合的な調査観測が必要である。

114 <火山の調査観測に求められる総合性>

115 多様な火山活動の全体を把握するための総合的な調査観測においては、時空間的
116 な総合性や、科学的知見としての分野横断性と統合性が必要であるとともに、その
117 活用には社会連携の観点が求められる。

118 まず、火山活動は地球上の様々な場が関わる現象であるため、地下・地表・大気・
119 海洋を三次元的に観測する空間的総合性が必要である。次に、火山活動の幅広い時
120 間スケールを網羅するためには、静穏期から噴火時、さらに噴火後までを一貫して
121 観測する時間的総合性が必要である。また、火山活動を反映する各種の多項目観測
122 データを解釈するため、地震学・測地学・地球電磁気学・地球熱学・岩石学・地球
123 化学・地質学などの知見を有機的に繋げる分野横断性が必要であり、多項目観測デ
124 タの統合解析は、火山に関する総合的な評価と、火山活動や火山ハザードの把握・
125 予測の鍵となる。さらに、得られた成果を防災機関・自治体・住民に迅速に還元す
126 るための社会連携の観点も必要である。

127 上記に示した火山の調査観測に求められる総合性を満たす調査観測の体制（以下
128 「調査観測体制」という。）は、地下のマグマ・熱水の動き・性質を可視化し、火
129 山活動と火山ハザードの把握・予測をするための調査及び研究の基盤となる。また、
130 火山活動変化や火山ハザードの把握に必要な即時性と、常時観測の長期性を両立さ
131 せる調査観測を、限られたリソースを有効に活用し、効果的に行うための戦略が必
132 要である。

133

134 2. これまでの火山に関する調査観測の実績、成果

135 我が国における火山に関する調査観測は、これまでも関係行政機関や大学、研究
136 機関等で実施され、各機関の協力の下、世界有数の活火山数・密度をカバーしてき
137 た。

138 <各機関が果たしてきた役割>

139 火山噴火予知についての社会的要請が急速に高まったことから、測地学審議会
140 （現在の科学技術・学術審議会測地学分科会）は、昭和 48 年（1973 年）に「火山
141 噴火予知計画の推進について」の建議を行った。これを受けて、昭和 49 年（1974
142 年）から「火山噴火予知計画」が実施に移され、火山噴火予知連絡会が設置された。

143 大学や研究機関は、各火山において、火山噴火予知の実用化を目標とする「火山
144 噴火予知計画」や各機関の研究方針等に基づく、火山観測点の整備と拡充を進め、
145 個々の火山の活動を詳細に明らかにしてきた。そして、「火山噴火予知計画」の後
146 繙である「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画」、「災害の軽減に貢献す
147 るための地震火山観測研究計画」に基づき、火山現象予測や解明のための観測研究

148 を実施してきた。このように、大学や研究機関を中心に、火山観測研究を通じた火
149 山学術研究の振興がなされ、火山噴火予知連絡会等を通して、火山活動評価の高度
150 化にも貢献してきた。

151 また、地方公共団体及びその研究機関等は、各火山において各機関の研究方針に
152 沿った火山観測点の整備と拡充を進め、個々の火山の活動の調査・研究や監視に役
153 立ててきた。

154 <常時観測点の実績、成果>

155 防災科学技術研究所、気象庁、国土地理院により運用されてきた常時観測点（防
156 災科学技術研究所 V-net、気象庁常時観測体制、国土地理院 GEONET）は、日本全国
157 の火山とその周辺地域で整備と拡充が進められ、火山噴火予知連絡会等における火
158 山活動評価に利用してきた。事例として、以下が挙げられる。

- 159 ·防災科学技術研究所の V-net 等の基盤観測網では、「平成 12 年三宅島噴火」
160 において、地震と地殻変動の多項目観測により、地下でのマグマの動きから、
161 噴火やカルデラ形成に至る一連の過程を捉えた。
- 162 ·気象庁は、1960 年代から全国の常時観測体制の整備を進め、長期的な観測を
163 繼続してきた。このような長期的な観測データの蓄積や火山噴火の予測に係
164 る技術の進展により、平成 19 年（2007 年）12 月から噴火警報及び噴火予報
165 の発表、噴火警戒レベルの導入を開始した。これは科学技術の成果が防災対
166 策施策へ結実した例である。その結果、浅間山の平成 21 年（2009 年）2 月
167 1 日の噴火に際しては、平成 16 年（2004 年）の噴火の観測データとの比較
168 により、噴火警戒レベルが 2 から 3 に引き上げられ、噴火発生前に防災対策
169 を講じることができた。そして、令和 7 年時点では、火山本部政策委員会が
170 決定した「火山調査研究推進本部における活火山等の考え方について」及び
171 活火山法に基づく火山災害警戒地域の指定を踏まえ、50 の活火山を常時観
172 測・監視している。
- 173 ·国土地理院の GEONET では、霧島山（新燃岳）において、平成 23 年（2011 年）
174 の噴火での観測データの蓄積により、マグマだまりの動きを的確に反映する
175 GNSS 観測点の基線が明らかとなり、その成果は平成 30 年（2018 年）の噴火
176 や令和 7 年（2025 年）の噴火を含む火山活動評価に役立てられてきた。

177 3. 火山に関する調査観測を取り巻く環境の変化

179 <世界における火山国の動向>

180 世界各国においても調査観測体制の充実が図られてきた。例えば、米国や、アイ
181 スラント、イタリアでは、構築された調査観測体制の方針の下で多くの研究成果が
182 創出されている。特に、イタリアは、平成 11 年（1999 年）に火山関係の研究機関

183 を統合した INGV (国立地球物理学火山学研究所) を設立して、国として一元的に火
184 山研究が行われてきた。その結果、イタリアの火山研究能力は飛躍的に向上し、質
185 及び量の両面で世界屈指の科学的成果をあげていると評価されている。

186 <近年の科学技術の進展>

187 近年の科学技術の進展は、火山に関する調査観測の発展を後押ししている。火山
188 ガスや火山灰の観測手法の開発が進展し、物質科学分野を含む多項目観測が推進さ
189 れてきた。また、情報科学の発達とその活用は、火山の調査観測によって得られる
190 長期間にわたる大量の多項目観測データの解析に寄与する。さらに、ドローンや地
191 球観測衛星により、人間が容易に近づけない場所の遠隔観測が可能となり、調査観
192 測範囲が大幅に拡張してきた。

193 <活動火山対策に対する貢献への社会の期待>

194 社会からは、火山の噴火による災害の軽減に対する科学技術の貢献が期待されて
195 いる。「平成 26 年御嶽山噴火」や平成 30 年（2018 年）の草津白根山（本白根山）
196 の水蒸気噴火では、火口近傍にいた登山者や観光客が被災したことから、小規模噴
197 火に関する調査及び研究の強化が求められてきた。また、令和 3 年（2021 年）の福
198 徳岡ノ場の噴火において、日本列島の広範囲に漂着した大量の軽石により社会経済
199 活動に影響を与える事例が認識され、離島や海底火山などアクセス困難な火山の活
200 動把握の重要性が高まった。さらに、将来起こり得る噴火への対応として、富士山
201 の大規模噴火対策の立案が進み、「首都圏における広域降灰ガイドライン（令和 7
202 年（2025 年）3 月策定）」が内閣府（防災担当）により取りまとめられた。

203 <持続的な調査観測体制>

204 一方、調査観測体制を維持するためには、多数の火山観測点を適切に保守・更新
205 する必要があるが、観測機器や設備の老朽化、維持費用の確保が問題となっており、
206 観測点の適切な運用と継続に大きな課題が生じている。そのため、重複のない効率
207 的な調査観測が必要とされている。また、データを継続的に収集・整理・流通させ
208 る仕組みが必要である。

210 4. 我が国の火山に関する調査観測における火山本部の役割

211 活火山法では、活動火山対策の強化に資するため、関係行政機関、大学、研究機
212 関等の連携・協力の下、火山本部を司令塔として火山に関する観測、測量、調査及
213 び研究を一元的に推進するとしている（活火山法第 31 条第 2 項）。そして、火山
214 本部において、関係機関の共通の方針とするべく、火山に関する総合的な調査観測
215 計画を策定することとされている。また、当面、調査観測計画の策定に当たり考慮
216 すべき火山については、火山本部政策委員会が令和 6 年（2024 年）4 月に「火山調
217 査研究推進本部における活火山等の考え方について」を決定し、活火山は火山噴火

218 予知連絡会の定義に基づいた 111 の火山とした。さらに、活動火山対策のために観
219 測、測量、調査及び研究の充実等が必要な火山は、火山噴火予知連絡会が「火山防
220 災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」とした 51 火山となった。これ
221 らを受けて、火山本部は、調査観測計画の策定に際し、総合基本施策で示された「当
222 面 10 年間に推進する火山に関する総合的な調査観測に関する事項」に従い、「基
223 盤的な調査観測」、「機動的な調査観測」、「リモートセンシング技術の活用」、
224 「物質科学分析体制の構築」、「データベース・データ流通」の各調査観測項目の
225 具体の方針を整理することとした。

226

227 5. 火山に関する調査観測の進むべき方向性

228 国として推進する火山に関する総合的な調査観測は、多様な火山活動や火山ハザ
229 ドを把握・予測するための調査及び研究の推進の基盤となる。また、この調査観
230 測は、調査及び研究を通じて、科学的根拠に基づく防災対策の意思決定を支援する
231 ものであり、活動火山対策の強化、特に火山噴火による被害の軽減に資する。

232 多様な火山活動の全体を把握するために、調査観測対象の特性を活かし、既存の
233 地球物理学的観測体制の拡充と、物質科学分析体制の新たな整備を実施し、多項目
234 観測のより一層の推進を図る。そのためには、関係行政機関、大学、研究機関等の
235 更なる緊密な連携を進める。そして、この調査観測体制を持続可能なものとするた
236 めに、観測機器・設備等の長期継続性と更新性の確保、火山専門人材育成体制との
237 連携、調査観測の効率化が必要である。

238 充実した調査観測体制の構築により得られる、火山に関する多項目観測データの
239 取得と総合的な解析・分析結果は、我が国の火山学術研究の発展にも貢献する。ま
240 た、火山に関する調査観測における我が国の国際的リーダーシップの確立と国際連
241 携の推進に資する。

242

243 6. 計画の基本的考え方

244 本計画は、我が国の火山に関する総合的な調査観測のグランドデザインである。

245 当面 10 年間に推進する火山に関する総合的な調査観測に関する事項の具体的な
246 方針を示すとともに、長期的かつ持続的に計画を遂行するための望ましい姿を提示
247 するものである。本計画は、時空間的に極めて多様な火山活動を理解するための基
248 盤となる多項目観測体制の具体的なあり方を示している。

249 その特徴は以下のようにまとめられる。

250 ① 静穏期から噴火時、噴火後までの一貫した観測を実施する基盤的な調査観測
251 に、柔軟で機動的な調査観測を組み合わせる観測戦略

252 ② 地球物理学的観測と物質科学分析を両輪とする調査観測

253 ③ 火山に関する多項目観測データの効果的かつ効率的な流通・公開

254 本計画に基づき、調査観測体制が整備されることで、火山に関わる科学分野の有
255 機的な連携も進展し、火山に関する総合的な評価と、多様な火山活動や火山ハザー
256 ドの把握・予測に関する調査及び研究が推進される。本計画に基づいて、科学技術
257 立国であると同時に火山国でもある日本にふさわしい世界屈指の火山に関する調
258 査観測体制の構築を目指す。

259 第2章 火山に関する総合的な調査観測の実施について

260 <本章の構造>

261 火山に関する総合的な調査観測の推進の基本的な考え方と、これまでの調査観測
262 の実績を踏まえ、本計画において、国として以下の項目からなる総合的な調査観測
263 を推進する。

1. 基盤的な調査観測

(1) 陸上の基盤的な調査観測

(1) — 1 地震観測

(1) — 2 地殻変動観測

(1) — 3 その他

(2) 海域の基盤的な調査観測

(3) 噴火履歴・火山体構造等の基礎情報調査

2. 機動的な調査観測

3. リモートセンシング技術の活用

4. 物質科学分析

264

265 この構成に基づいて、調査観測項目ごとに、1) 基本的な考え方、2) 調査観測の
266 現状、3) 今後の計画、を整理した。

267 <各調査観測項目の概要>

268 「1. 基盤的な調査観測」では、火山に関する総合的な調査観測や評価の基盤と
269 なる、静穏期から噴火時、さらに噴火後までの一貫した観測を実施する項目を整理
270 した。調査観測体制を「陸上」及び「海域」に分け、火山に関する調査観測の基盤と
271 なる常時観測の方針を示した。陸上については、特に重要となる「地震観測」及び
272 「地殻変動観測」について重点的に記述した。また、調査及び研究の基礎情報となる
273 噴火履歴・火山体構造の基礎情報調査を整理した。

274 「2. 機動的な調査観測」では、基盤的な調査観測に対し、より柔軟に火山活動の
275 変化等に応じて集中的な観測点配置や降灰調査・火山ガス観測等を実施する「機動
276 的な調査観測」を整理した。

277 「3. リモートセンシング技術の活用」では、衛星観測などのリモートセンシ
278 グ技術を、基盤的・機動的な調査観測の両方で活用する手法として整理した。

279 「4. 物質科学分析」では、火山灰、噴石、火山ガスなどの物理・化学的性質の物
280 質科学分析について整理した。物質科学分析は基盤的・機動的な調査観測との連携
281 が重要である。また、物質科学分析は、1. ~ 3. で中心的な手法となる地球物理学
282 的観測とともに、火山に関する調査観測の両輪とするべき分野である。

283 1. 基盤的な調査観測

284 (1) 陸上の基盤的な調査観測

285 陸上の基盤的な観測体制は、陸上の火山における火山活動の状態や火山ハザードの把握、噴火の時期、場所、規模、様式、推移の把握と予測、及びこれらに基づく火山ハザードの予測のための調査及び研究を一定の水準で推進するために必要である。そのため、総合基本施策においては、陸上の基盤的な調査観測の基本目標として、「陸上観測体制の整備・運用・更新・高度化」が設定された。

290 以下では、陸上の基盤的な調査観測として、地震観測と地殻変動観測の基本的な考え方と、これまでの調査観測の現状を示したのち、常時観測点（防災科学技術研究所 V-net、気象庁常時観測体制、国土地理院 GEONET）により、噴火の場所や様式の予測等が可能となるような調査及び研究を一定の水準で推進するための調査観測計画を提示する。そして、地震観測と地殻変動観測以外、あるいは両方に係る内容を、その他として整理する。

296

297 (1) — 1 地震観測

298 1) 基本的な考え方

299 地震観測では、噴火の時期や場所の予測等が可能となるような調査及び研究を一定の水準で推進するために、地下のマグマ・熱水の動きや、それに伴う火山体や周辺地殻内の応力変化による地震活動の推移とその発生要因を評価する。

303 地震観測においては、地殻内（30 km 以浅）において深部から浅部で発生する震動現象を、短周期地震計あるいは広帯域地震計等を用いて観測する。304 主な観測対象は、深部（10～30 km）では深部低周波地震、マグマだまり（5305 ～10 km）付近及び浅部（～5 km）では火山性地震・微動である。マグマだまり以浅での火山性地震・微動を調べるには、火山周辺にボアホール型地震306 計 4 点を配置することが基本であり、これに加えて想定火口 15 km 以内の範307 囲に 6～8 点以上の地表設置を含めた観測点を方位分布と距離に偏りがない308 条件で配置するのが理想である。また、マグマだまり以深での深部低周波309 地震を調べるには、広域に展開されている地震の基盤観測網も活用する。310

312

313 2) 調査観測の現状

314 防災科学技術研究所と気象庁が、それぞれ V-net と気象庁常時観測体制を

315 整備・運用し、陸上での地震観測を実施している。また、防災科学技術研究所と気象庁は、それぞれの目的に沿った調査観測をしてきた大学や他機関の協力も得つつ、各火山の地震活動の評価を実施してきた。しかし、調査及び研究を一定の水準で推進するために必要な観測点配置等の検討や、その検討に基づく計画的な整備・運用・更新・高度化の推進は不十分である。

321 3) 今後の計画

322 防災科学技術研究所と気象庁は、当面、活動火山対策のために観測、測量、
323 調査及び研究の充実等が必要な 51 火山について、国としての基盤観測網として、既存の常時観測点を運用・更新・高度化する。そして、当面の目標として、既存の観測点を含めたボアホール型地震計を、一火山につき最低限 4 点配置されるように順次整備する。

327 火山本部は各火山の観測点配置の方針を検討する場を設置する。このとき、各火山の地震活動の調査結果や震源決定精度等を考慮する。噴火の場所や様式の予測等が可能となるような調査及び研究の更なる推進のためには、想定火口 15 km 以内の範囲に 6 ~ 8 点の観測点を方位と距離に偏りがない条件で配置するのが理想である。なお、観測点配置の検討に当たっては、方位分布に配慮するが、地形的、地理的な条件により、必ずしも一定数の観測点を理想的な場所に整備できない場合があることに留意する。

334 マグマだまり以深での深部低周波地震を調べるために、地震基盤観測網
335 (Hi-net の高感度地震計等) のデータを活用する。また、大学、地方公共団体及びその研究機関等による常設観測点のデータの活用による、マグマだまり以浅での火山性地震・微動の調査観測の高精度化を期待する。

339 (1) —2 地殻変動観測

340 1) 基本的な考え方

341 地殻変動観測では、噴火の時期や場所の予測等が可能となるような調査及び研究を一定の水準で推進するために、火山活動に伴う、地殻変動の検知、地殻変動源の位置・形状・変動規模（体積変化量等）の把握とその時空間変化を追跡し、地殻内の複数のマグマだまり・熱水だまりや開口割れ目におけるマグマ・熱水の動き等を把握する。

346 地殻変動観測においては、GNSS 観測点と傾斜計を適切に組み合わせて、地
347 殻内（30 km 以浅）において発生する地殻変動現象を観測する。主な観測対

348 象は、深部（10～30 km）の地殻変動源、マグマだまり（5～10 km）、浅部
349 （～5 km）のマグマだまり・熱水だまり、そして、ごく浅部（1 km 以浅）
350 の火口近傍やキャップロック直下を圧力源とする地殻変動である。マグマだ
351 まり以浅での変動現象を調べるには、火山周辺にボアホール型傾斜計4点を
352 方位分布と適切な距離範囲に考慮して配置することが基本である。また、マ
353 グマだまり以深に起因する深部地殻変動を調べるには GNSS による観測が基
354 本となる。

355 356 2) 調査観測の現状

357 防災科学技術研究所、気象庁、国土地理院は、それぞれ V-net、気象庁常
358 時観測体制、GEONET を整備・運用し、火山に関する陸上の地殻変動観測を実
359 施している。また、防災科学技術研究所、気象庁、国土地理院は、それぞれ
360 の目的に沿った調査観測をしてきた大学や他機関の協力も得つつ、各火山の
361 地殻変動の評価を実施してきた。しかし、調査及び研究を一定の水準で推進
362 するために必要な観測点配置等の検討や、その検討に基づく計画的な整備・
363 運用・更新・高度化の推進は不十分である。

364 365 3) 今後の計画

366 防災科学技術研究所と気象庁は、当面、活動火山対策のために観測、測量、
367 調査及び研究の充実等が必要な 51 火山について、国としての基盤観測網と
368 して、既存の常時観測点を運用・更新・高度化する。そして、当面の目標と
369 して、既存の観測点を含めたボアホール型傾斜計及び GNSS 観測点を、一
370 火山につき最低限 4 点配置されるように順次整備する。国土地理院は観測点間
371 距離 20 km を目安として GNSS 観測点の運用を継続する。

372 火山本部は各火山の観測点配置の方針を検討する場を設置する。このとき、
373 各火山での地殻変動の調査結果を考慮する。噴火の場所や様式の予測等が可
374 能となるような調査及び研究の更なる推進のため、地殻変動源をより高精度
375 に推定するには、方位と距離に偏りがない条件で 4 点以上の傾斜観測点を整
376 備することが理想である。なお、観測点配置の検討に当たっては、方位分布
377 に配慮するが、地形的、地理的な条件により、必ずしも一定数の観測点を理
378 想的な場所に整備できない場合があることに留意する。

379 マグマだまり以深での深部地殻変動や火山周辺地域の地殻変動を把握す
380 るために地震基盤観測網(Hi-net の高感度加速度計等)のデータを活用する。
381 また、大学と他研究機関等の常設観測点のデータの活用による、マグマだま

382 り以浅での地殻変動の調査観測の高精度化を期待する。

383

384 (1) —3 その他

385 陸上の基盤的な調査観測において、地震観測と地殻変動観測以外、あるいは
386 両方に係る内容は以下である。

387 防災科学技術研究所 V-net と気象庁常時観測体制に、空振計あるいは微気
388 圧計を設置し噴火現象等を観測する。ボアホール型地震計・傾斜計に付属す
389 る温度計を活用し地下温度を把握する。

390 防災科学技術研究所、気象庁、国土地理院は、ボアホール型を含む常時観
391 測点の整備、更新等に関し連絡・調整する場を設置し、火山本部で検討され
392 た観測点配置の方針の下、地形的、地理的条件等を考慮しつつ、個別の火山
393 における観測点の配置等に関する具体的な調整を行うとともに、対象火山に
394 観測点を設置している大学等の意見を聴取する。

395 活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な 51 火
396 山以外の活火山については、当面は、地震の基盤観測網やリモートセンシング等に
397 基づく調査観測を実施する。

398

399 (2) 海域の基盤的な調査観測

400 海域の基盤的な観測体制は、海域の火山における火山活動の状態や火山ハザードの把握、噴火の時期、場所、規模、様式、推移の把握と予測、及びこれらに基づく火山ハザードの予測のための調査及び研究を推進するために必要である。そのため、現状において海域の観測では定期的な調査観測の実施が主であることも踏まえて、総合基本施策においては、海域の基盤的な調査観測の基本目標として、「海域観測体制の整備・運用・高度化」が設定された。

406 以下では、海域の基盤的な調査観測の基本的な考え方と、これまでの調査観測
407 の現状を示したのち、陸上の観測体制のみでは実施できない海域の火山の調査及
408 び研究を推進するための調査観測計画を提示する。

409

410 1) 基本的な考え方

411 海域の基盤的な観測体制においては、陸上の基盤的な観測体制で捉えられ
412 ない海域火山の活動を把握する。

413 海域火山の基盤的な調査観測においては、火山活動を反映する、噴火現象、
414 海水変色、地熱活動、地形変化等の上空からの観察や、水中音波や地震活動
415 等についての多項目の地球物理学的観測を実施する。また、海底地形調査等
416 の海域火山基礎情報の取得を実施する。

417

418 2) 調査観測の現状

419 海上保安庁は、定期火山監視観測、臨時火山活動監視観測や海域火山基礎
420 情報の取得を実施してきた。また、海洋研究開発機構は、定期的な調査観測
421 を実施してきた。一方で、海域火山の活動に対応する常時観測体制は欠如し
422 ている。

423

424 3) 今後の計画

425 海上保安庁は、航空機からの目視観測・赤外観測、無操縦者航空機による
426 可視光観測・赤外観測・合成開口レーダー等の定期火山監視観測・臨時火山
427 活動監視観測、並びに測量船を用いた海域火山基礎情報の取得を継続する。
428 また、海洋研究開発機構は、海底地震計等を用いた多項目の調査観測を定期
429 的に実施することに加えて、海域の火山の活動に対応する水中音波・地震活
430 動等の常時観測手法及び体制の整備を検討する。

431

432 (3) 噴火履歴・火山体構造等の基礎情報調査

433 噴火履歴・火山体構造等の基礎情報は、火山の活動度評価や火山ハザード予測、
434 噴火の時期、場所、規模、様式、推移の推定に資する調査及び研究を推進するた
435 めに必要である。そのため、総合基本施策においては、基礎情報調査の基本目標
436 として「噴火履歴・火山体構造等の基礎情報調査の推進」が設定された。

437 以下では、噴火履歴・火山体構造等の基礎情報調査の基本的な考え方と、これ
438 までの調査観測の現状を示したのち、火山の活動度評価や火山ハザード予測、噴
439 火の時期、場所、規模、様式、推移の推定に資する調査及び研究を推進するため
440 の調査観測計画を提示する。

441

442 1) 基本的な考え方

443 噴火履歴の基礎情報は、過去の噴火活動履歴や火山災害の要因となる噴出

444 物分布域であり、噴火の時期、場所、規模、様式、推移の予測、火山ハザード予測等に貢献する。また、火山体構造の基礎情報は、マグマだまり・熱水だまりの位置、浅部キャップロックの位置や形状、マグマ・熱水の上昇経路であり、火山活動を支配する場やその状態の把握に貢献する。

448 陸上における噴火履歴の基礎情報調査では、トレーンチ調査やボーリング調査等を活用し、最近約1万年以内の噴火履歴を高精度に復元する。海域における噴火履歴の基礎情報調査では、適切な方法での試料採取等を実施し、噴火履歴を高精度に復元する。また、火山体構造の基礎情報調査では、陸上と海域の両方の主要な火山において、地震波構造探査、比抵抗構造探査、音波探査等によって、地殻内（30 km 以浅）のマグマ供給系から、水蒸気噴火の発生に深い関わりがあると考えられる浅部構造までを、対象火山の噴火様式の特徴を考慮しつつ効率的に調査する。

456

457 2) 調査観測の現状

458 基礎情報調査は陸上や海域の火山において、関係行政機関や研究機関等で
459 それぞれの目的のために実施されてきたが、噴火履歴と火山体の基礎情報調査
460 の両方において、その必要性を一元的に検討した上での計画的な調査・探
461 査は不十分である。

462

463 3) 今後の計画

464 陸上火山の噴火履歴の基礎情報調査では、最近約1万年以内の噴火履歴情
465 報を取得するためのトレーンチ調査やボーリング調査等を実施する。また、海
466 域火山では、高精度な噴火履歴情報を取得するため、適切な手法での試料採
467 取等を実施する。

468 火山体構造の基礎情報調査においては、比抵抗構造探査、地震波構造探査、
469 音波探査等を実施する。構造探査においては、地殻内（30 km 以浅）のマグ
470 マ供給系や浅部構造を調べる。そのためには、想定火口から半径 30 km 以内
471 に観測点を展開することが目安になるが、想定される噴火様式や対象火山の
472 周辺状況に応じ、場合によっては想定火口から半径 30 km 以遠での展開も考
473 慮する。

474 火山本部の基礎情報調査の対象火山については、111 の活火山を対象とし、
475 実現性、科学的意義等を考慮して、火山本部が選定する。特に、当面、近年
476 噴火が発生、あるいは噴火の準備過程にあると評価された火山や過去の基礎
477 情報調査が不十分な火山を優先的に調査する。

478 火山本部の噴火履歴と火山体構造の基礎情報調査における共通事項は以
479 下である。事前調査を含む準備と後処理が必要なため、調査は可能な限り複
480 数年の実施とする。また、可能な限り複数の調査・探査手法を同じ火山にお
481 いて実施する。さらに、可能ならば陸上から海域への調査の接続を考慮し陸
482 上から沿岸域への連続的な調査を企図する。これらに加えて、基礎情報調査
483 の結果の更なる活用のため、調査やデータ取得の手法の標準化や、物質科学
484 分析体制との連携を企図する。

485 産業技術総合研究所は火山地質図、国土地理院は火山基本図と火山土地条
486 件図、海上保安庁は海底地形図の作成等を継続する。

487

488 **2. 機動的な調査観測**

489 火山に関する機動的な調査観測は、基盤的な調査観測のみでは捉えることができ
490 ない変動現象を効果的・効率的な観測により捉えるものであり、火山活動の状態や
491 火山ハザードの把握、噴火の時期、場所、規模、様式、推移の予測、及びこれらに
492 基づく火山ハザードの予測の精度を向上させるために必要である。そのため、総合
493 基本施策においては、機動的な調査観測の基本目標として、「機動的な調査観測の
494 推進」が設定された。

495 以下では、機動的な調査観測の基本的な考え方と現状を示したのち、機動的な調
496 査観測を推進するための調査観測計画を提示する。

497

498 **1) 基本的な考え方**

499 機動的な調査観測においては、基盤的な調査観測のみでは捉えることができ
500 ない変動現象の把握や、それに基づくマグマだまり・熱水だまりの位置の
501 把握、噴火の場所や様式の予測の精度向上を目的とする。

502 上記の目的を達成するために、機動的な調査観測においては、噴出物、火
503 山ガス、熱観測等の常時観測が困難な項目を観測する。加えて、地震活動や
504 地殻変動、空振等を集中的な観測点配置により観測し、震源や地殻変動源、
505 空振源を精密に把握する。

506

507 **2) 調査観測の現状**

508 機動的な調査観測は、大学、研究機関、関係行政機関等がそれぞれの目的
509 で実施してきた。特に、噴火時等の火山活動の活発化時等には、各機関に
510 よる個別対応を基本としつつ、状況に応じて一時的に協力して調査及び研究
511 を行う体制を構築してきた。このような状況を踏まえ、火山に関する総合的
512 な評価のための機動的な調査観測を、陸上及び海域において、効果的・効率
513 的に実施するために、大学、研究機関、関係行政機関が参画する機動的な調
514 査観測・解析グループが防災科学技術研究所に令和7年（2025年）から設置
515 され、火山本部の方針の下で、機動的な調査観測やそのための機材の維持管
516 理を実施してきた。

517

518 **3) 今後の計画**

519 火山本部火山調査委員会機動調査観測部会が調査観測項目を含む実施計

520 画を策定し、機動的な調査観測・解析グループがこれに基づき調査観測を実
521 施する。また、緊急時には、機動的な調査観測・解析グループからの緊急観
522 測提案を火山調査委員会委員長が承認することにより、調査観測を実施する。
523 機動的な調査観測・解析グループは、基盤的な調査観測では捉えられない変
524 動を捉えるべく、基盤的な調査観測の状況も考慮しつつ、火口周辺等に観測
525 機器を展開する。また、機動的な調査観測・解析グループ等は、迅速な噴出
526 物分析のために物質科学分析体制と連携する。気象庁は、常時観測網では捉
527 えられない現象の現地観測、常時観測網に加え観測体制を強化するため、火
528 口周辺等において、火山観測機器の設置・観測を実施する。国土地理院は火
529 山地域や顕著な地殻変動が予想される地域で GEONET を補間する観測を実施
530 する。

531 機動的な調査観測・解析グループ、気象庁、国土地理院は、機動的な調査
532 観測を連携して実施するための連絡・調整・データ共有を行う仕組みを整備
533 する。

534 火山本部は、様々な機関による機動的な調査観測で得られたデータを火山
535 の総合的な評価に用いるため、標準的な観測手法や品質管理の仕組みを検討
536 する。

537 大学、研究機関等がそれぞれの目的で実施する機動的な観測についても、
538 火山に関する総合的な評価のための成果の共有と、連絡・調整・データ共有
539 を行う仕組みへの参画を期待する。

540

541 3. リモートセンシング技術の活用

542 火山の基盤的・機動的な調査観測におけるリモートセンシング技術の活用は、火
543 山活動や火山ハザードの把握と予測、噴火発生の即時把握を実施するために必要で
544 ある。そのため、総合基本施策においては、リモートセンシング技術の活用の基本
545 目標として、「基盤的・機動的な調査観測におけるリモートセンシング技術の活用」
546 が設定された。

547 以下では、リモートセンシング技術の活用の基本的な考え方と、これまでの調査
548 観測の現状を示したのち、リモートセンシング技術の活用を推進するための調査観
549 測計画を提示する。

550

551 1) 基本的な考え方

552 基盤的・機動的な調査観測においては、火山活動の状態の面的な把握や、
553 大規模噴火を含む噴火活動時の噴煙や広域に及ぶ火山ハザード等の把握の
554 ために、リモートセンシング技術を活用する。現地観測が制限される場合等
555 において、リモートセンシング技術により、火山活動の状態把握や推移予測、
556 噴火発生即時把握及び火山ハザードの把握を継続する。

557 上記を達成するために、リモートセンシング技術の活用として、衛星、航
558 空機、地上観測機器、ドローン等を用いて、火山活動や噴火活動に伴う、地
559 裂変動、地形変化、熱異常、火山ガス、噴出物分布（噴煙、堆積物を含む）、
560 及び海上変色域の把握を実施する。

561

562 2) 調査観測の現状

563 気象庁、国土地理院、宇宙航空研究開発機構は、「火山防災分野における
564 人工衛星を用いた情報提供協力に関する協定」を令和7年（2025年）から締
565 結している。上記協定に基づき設置された火山活動衛星解析グループについ
566 ては、

- 567 ・気象庁と国土地理院が共同事務局を担い、宇宙航空研究開発機構が人工衛
568 星データを提供するという分担により運営されてきた。
- 569 ・研究機関等は、上記協定に基づき、火山活動評価及び噴火活動把握のため
570 に、同グループへ参加し、
 - 571 - 宇宙航空研究開発機構の衛星「だいち」、「だいち2号」及び「だいち
572 4号」の合成開口レーダー（SAR: Synthetic Aperture Radar）のデータ
573 を用いた、火山活動や噴火活動に伴う、地殻変動、地形変化、噴出物

574 分布の観測

575 - 宇宙航空研究開発機構の衛星「しきさい」の多波長光学放射計データ及
576 びデータ処理を施した生成物を用いた、海域火山活動に伴う海上変色域
577 の観測

578 などの衛星データ利用や火山学の研究に取り組んできた。

579 これに加えて、リモートセンシングに関する取組としては、以下の事項を
580 挙げることができる。

- 581 ・気象庁は、気象庁の衛星「ひまわり」を用いた火山噴煙や熱異常の把握、
582 地上設置カメラやドローンを用いた噴火活動等の表面現象の把握を実施
- 583 ・噴火時等の SAR 観測・運用スキーム（「災害の軽減に貢献するための地震
584 火山観測研究計画」平成 30 年度年次報告（機関別）を参照）の関係機関
585 は、当該スキームに基づいて、航空機搭載型 SAR により、火山観測を実施
- 586 ・大学、研究機関等の関係機関は、各自の協定に基づいて地殻変動や熱異常
587 等の衛星リモートセンシングや、解析手法の開発・高度化を実施

588
589 3) 今後の計画

590 火山活動衛星解析グループ、気象庁、噴火時等の SAR 観測・運用スキーム
591 の関係機関は、これまでの取組を継続するとともに、観測の高度化を検討す
592 る。

593 気象庁は、これまでの取組に加えて、気象衛星・気象レーダー等の観測デ
594 ッタを用いた、噴煙高度の把握等、噴火規模の推定技術の高度化を実施する。
595 また、火山活動活発時に機動的に現場に赴き、ドローンを用いて、刻々と変
596 化する火山活動状況を継続的に把握する。

597 大学、研究機関等の関係機関は、二酸化硫黄観測、熱異常観測、地殻変動、
598 地形把握等のリモートセンシング技術の多項目化への開発及び高度化を推
599 進することで、火山活動評価及び噴火活動把握に貢献することが期待される。

600 関係機関等は、他国の衛星を含む新しい衛星が利用可能となり、火山活動
601 やハザードの把握に資する場合には、これらの衛星による観測データを積極
602 的に活用する。

604 4. 物質科学分析

605 基盤的・機動的な調査観測における火山噴出物の物質科学分析とその一元的な体
606 制の構築は、火山活動の推移把握や、噴火の様式や規模、推移の予測に必要である。
607 そのため、総合基本施策においては、物質科学分析体制の構築の基本目標として、
608 「基盤的・機動的な調査観測のための物質科学分析体制の構築」が設定された。

609 また、物質科学分析体制のあり方を示すものとして、令和7年（2025年）7月に
610 報告書「物質科学分析体制のあり方～世界屈指の火山物質科学分析の中核拠点を目
611 指して～」が調査観測計画検討分科会において取りまとめられた。

612 物質科学分析の基本的な考え方と、これまでの調査観測の現状を示したのち、火
613 山活動の推移把握と予測に貢献する物質科学分析を推進するための調査観測計画
614 を以下に提示する。

615

616 1) 基本的な考え方

617 基盤的・機動的な調査観測のための物質科学分析体制を構築し、火山噴出
618 物等の組織や化学組成を分析し、火山活動の推移把握等のための情報を取得
619 することで、噴火様式や規模、推移の予測に貢献する。

620 具体的には、静穏期に実施される調査によって得られた噴出物試料及び噴
621 火時等の火山活動の活発時等に採取された試料において、火山噴出物の鉱
622 物・ガラス化学組成、揮発性成分量、全岩化学組成、結晶量、気泡量、ガス
623 化学組成、熱水化学組成等を取得する。

624 こうした火山噴出物の物質科学分析に基づき、マグマ温度、噴火の爆発性、
625 噴火様式、噴出率等を調べる。さらに、マグマ蓄積圧力（深度）、マグマ供
626 紹系変化、深部マグマの供給、マグマ上昇速度や、熱水系温度等を可能な限
627 り推定する。

628

629 2) 調査観測の現状

630 静穏期、噴火時等の火山活動の活発時等とともに、大学、研究機関等の関係
631 機関が個別にまたは一時的に連携して調査観測を実施してきており、噴出物
632 に対する多角的・総合的な分析を推進する一元的な分析体制は欠如していた。

633

634 3) 今後の計画

635 物質科学分析体制の中核拠点として、火山噴出物分析センターを新たに整
636 備する。その整備及び運用は、火山本部の方針の下で、防災科学技術研究所
637 が担うものとする。火山噴出物分析センターは、物質科学分析に関して、以
638 下の項目を実施する。

- 639 - 火山本部の方針に従い、標準的な分析スキームや分析計画を検討する
640 場を設置し、火山噴出物の物質科学分析を実施している大学や研究機
641 関と共同でこれらを検討する。
- 642 - 噴火時等の火山活動の活発時等には機動的な調査観測・解析グループ
643 などが採取した試料の迅速な分析を実施し、火山調査委員会へ分析結
644 果を共有する。
- 645 - 機動的な調査観測・解析グループと密接に連携し、採取される試料を
646 効果的かつ効率的に分析へ供するための方策を検討する。
- 647 - 活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な 51
648 火山を主な対象に、基盤的な調査観測等で取得される、火山に関する
649 総合的な評価に資する噴出物試料の計画的な分析を実施する。
- 650 - 整備する分析装置は共同利用設備として運用する。

651 火山噴出物分析センターの取組のほか、大学、研究機関等の関係機関がそ
652 れぞれの目的で実施する物質科学分析について、火山に関する総合的な評価
653 のための成果の共有や、先端的な学術研究における物質科学分析の知見につ
654 いて協力を得ることを期待する。

655

656 第3章 火山に関する総合的な調査観測の結果の流通と公開

657

658 1. 調査観測結果の流通と公開の基本的な考え方

659 調査及び研究の更なる推進のため、多様な火山活動や火山ハザードに関する観測
660 データ等を一元的に収集・整理・流通・公開させるデータベースとデータ流通の仕
661 組みを構築する。火山に関する調査観測結果等の流通と公開は、我が国全体の活動
662 火山対策の強化と火山現象の理解のために必要である。そのため、総合基本施策に
663 おいては、火山に関するデータベース・データ流通の基本目標として、「データベ
664 ースの整備・運用・更新・高度化」と「データ流通プラットフォームの整備・運用・
665 更新・高度化」が設定された。

666 火山に関する調査観測結果を公開するデータベースやデータを流通する仕組み
667 を整備する取組は、関係行政機関、大学、研究機関や、それらの間で既に実施され
668 てきた。そこで、火山に関する総合的な調査観測においては、調査観測結果の収集、
669 処理、提供等の流通を、既存のデータベース及びデータ流通の仕組みを維持、ある
670 いは改良することで推進する。以下にその方針を具体的に示す。

671 国としての調査観測計画に位置付けられた、基盤的な調査観測、機動的な調査観
672 測、リモートセンシング、物質科学分析等の多項目の調査観測結果は、公開を原則
673 とし、円滑な流通を企図する。地震・傾斜・空振等の原データ（連続波形、イベン
674 ト波形等）については、リアルタイムデータ流通を促進するとともに、長期間にわ
675 たるアーカイブを実施する。地震・傾斜・空振等の処理データ（検測値等）につい
676 ては、可能な範囲で流通させる。GNSS 連続観測データとその解析結果については、
677 流通させるとともに長期間にわたるアーカイブを実施する。また、火山体構造や噴
678 火履歴等の基礎情報調査の結果、機動的な調査観測で得られたデータ、噴出物や火
679 山ガス等を含む多項目データ、火山ハザード履歴のデータを公開し、衛星リモート
680 センシングデータ及びその解析結果を提供・公開する。また、公開されている火山
681 ハザードマップを一元的に閲覧可能とする。さらに、データ解析をシステム上で実
682 行可能なデータ流通プラットフォーム等を構築する。これらに加えて、長期的なデ
683 ータの系統的な解析や多項目データの解析が可能になるように、各種データの所在
684 を明確化する。関係行政機関、研究開発法人等の研究機関、地方公共団体及びその
685 研究機関等、並びに大学はデータ流通と公開を推進する。

686

687 2. 火山に関するデータベース・データ流通の現状

688 各機関における火山に関するデータベース・データ流通の現状は以下のとおりであ

689 る。

- 690 ・防災科学技術研究所は、Japan Volcanological Data Network (JVDN) システム
691 (常時観測点のデータはもとより、大学等の常設観測点のデータや、研究者個人
692 のデータも保管・公開が可能) を維持管理し、多項目データを流通・保管・公開
693 している。
- 694 ・気象庁は、常時観測の原データをリアルタイム流通させつつ、アーカイブ化を進
695 めるとともに、処理・解析・評価等を経て、それぞれの処理の段階におけるデー
696 タも公開している。さらに、気象庁は、機動的な調査観測のデータを、データベ
697 ースあるいは情報・資料として保管している。
- 698 ・国土地理院は、全国の電子基準点の GNSS データを収集し、その GNSS データ及び
699 衛星 SAR 解析結果をウェブサイトで提供及び公開しており、また、火山土地条件
700 図・火山基本図を公開している。ウェブサイトにおいて、火山ハザードマップを
701 リンクにより閲覧可能としている。
- 702 ・海上保安庁は、海域火山データベースにおいて、航空機や測量船による定期観測
703 結果を公開するとともに、日本海洋データセンターを通じて水深データを提供し
704 ている。
- 705 ・産業技術総合研究所は、火山地質図と地質情報データベース内の日本の火山デ
706 タベースにおいて、噴火の履歴や噴出物の分布、火山灰などの地質情報を公開し
707 ている。

708 データ流通に関しては、気象庁、防災科学技術研究所、各大学は、個別の協定に
709 基づき、TDX (データ交換システム) を通じて、地震波・傾斜・空振等の原データを
710 リアルタイム流通させている。関係行政機関、研究開発法人等の研究機関、地方公
711 共団体及びその研究機関は、個別の協定に基づきデータ流通を実施している。

713 3. 今後の推進方策

714 防災科学技術研究所、気象庁、国土地理院、海上保安庁、産業技術総合研究所は、
715 各々が有する既存のデータベースとデータ流通の仕組みを整備・運用・更新・高度
716 化する。

717 防災科学技術研究所は、関係機関のニーズを踏まえつつ、JVDN システムを、例え
718 ば以下の機能を持つものへと順次改良を検討する。

- 719 - 地震・傾斜・空振等の原データの流通と長期間にわたるアーカイブを推進す
720 るために、データの取得を容易にする環境を整備し記憶装置を冗長化及び大
721 容量化する。
- 722 - 地震・傾斜・空振等の処理データの流通を推進するために、気象庁等による
723 検測値や震源決定の結果等を公開する。

- 724 - 地震・傾斜・空振等の処理データに基づく調査及び研究を推進するため、デ
725 ータ解析をシステム上で実行可能なデータ流通プラットフォーム等を構築
726 する。
- 727 - 機動的な調査観測の結果を収録及び整理し公開する。
- 728 - 噴出物や火山ガス等の多項目データを収録及び整理し公開する。
- 729 - 建物、電力設備、農業被害等の火山ハザード履歴を収録及び整理し公開す
730 る。
- 731 - データの所在を明確化し各機関の既存データベースを有効活用するためには
732 ポータルサイト機能を付加し、既存データベースをリンクにより共有する。
- 733 - 火山調査委員会の評価文及び資料、気象庁の火山活動解説資料、火山噴火予
734 知連絡会会報の資料等をリンクにより共有する。

735 火山本部は、調査及び研究の更なる推進に資するデータベース・データ流通を検
736 討する場を設置し、特に JVDN システムで収録・公開すべきデータ項目やデータフ
737 オーマット、プラットフォームのあり方や、それらの期待される効果等を整理する。

738 火山本部は、火山本部の基礎情報調査により得られる火山体構造や噴火履歴調査
739 の結果を公開する。

740 関係行政機関、研究開発法人等の研究機関、地方公共団体及びその研究機関等、
741 並びに大学は、適切なデータポリシーの下で、データを流通・公開する。海洋研究
742 開発機構は、基盤的な調査観測における定期的な観測の結果を公開する。

743 関係行政機関、研究開発法人等の研究機関、地方公共団体及びその研究機関等、
744 並びに大学は、上記を達成するために、必要に応じて、各種協定を締結または更新
745 する。

747 おわりに

748 本計画は、多様な火山活動や火山ハザードを把握・予測し、火山噴火による被害の
749 軽減を図るため、科学的知見を十分に生かすことができる効果的かつ効率的な計画を
750 提示した。

751 火山活動という極めて複雑な自然現象を把握し予測するための調査及び研究を推
752 進するべく、多項目観測データの取得とその流通・公開からなる、世界屈指の調査観
753 測体制を、すべての関係者の連携の下、整備する必要がある。

754 国として、火山本部は、この調査観測体制を基盤として、多様な火山活動や火山ハ
755 ザードの把握・予測をするための調査及び研究を推進する。さらに、将来的に全国 111
756 活火山の知見を統合のうえ、火山に関する総合的な評価を進めて、活動火山対策に貢
757 献する。

758 加えて、火山に関する総合的な調査観測体制は我が国の火山学術研究の更なる飛躍
759 にも寄与するものであり、学術界の積極的な参画も必要である。

760 火山に関する調査及び研究を通じて、活動火山対策の強化に貢献するため、本計画
761 に基づき、我が国の火山に関する総合的な調査観測を推進し、関係者が一丸となって
762 努力していかなければならない。